

緊急にDPC対象病院から退出する必要がある場合の  
中央社会保険医療協議会における手続きについて  
(案)

特別の理由があり、診療報酬改定の前年度末以外に、緊急にDPC対象病院から退出する必要がある場合、退出の可否については中央社会保険医療協議会において判断することとなっている。

1. 審査会の設置及びメンバー構成

- (1) 基本問題小委員会の下に「DPC退出審査会（仮称）」を設置する。
- (2) 審査会のメンバー構成は支払側2名、診療側2名、公益側3名、全体で7名とする。

2. DPC退出審査会（仮称）の運用方法

- (1) 基本問題小委員会から審査会へ、退出の可否の審査・決定を委任
- (2) 審査会は原則非公開  
(理由)
  - ①当該医療機関の経営状況等、機微な情報を取り扱うため
  - ②公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあるため
- (3) 審査会は、専門的見地から退出の可否を審査・決定し、審査結果を基本問題小委員会へ報告
- (4) 審査結果は、基本問題小委員会へ報告する前に当該医療機関に通知
- (5) 当該医療機関は、審査会の審査結果に不服がある場合、1回に限り「不服意見書」を提出できる
- (6) 希望があれば当該医療機関の責任者からヒアリングを実施

3. 不服意見書が提出された場合

- (1) 審査会で再審査を行い、審査結果を基本問題小委員会へ報告
- (2) 再審査結果は、基本問題小委員会へ報告する前に当該医療機関に通知